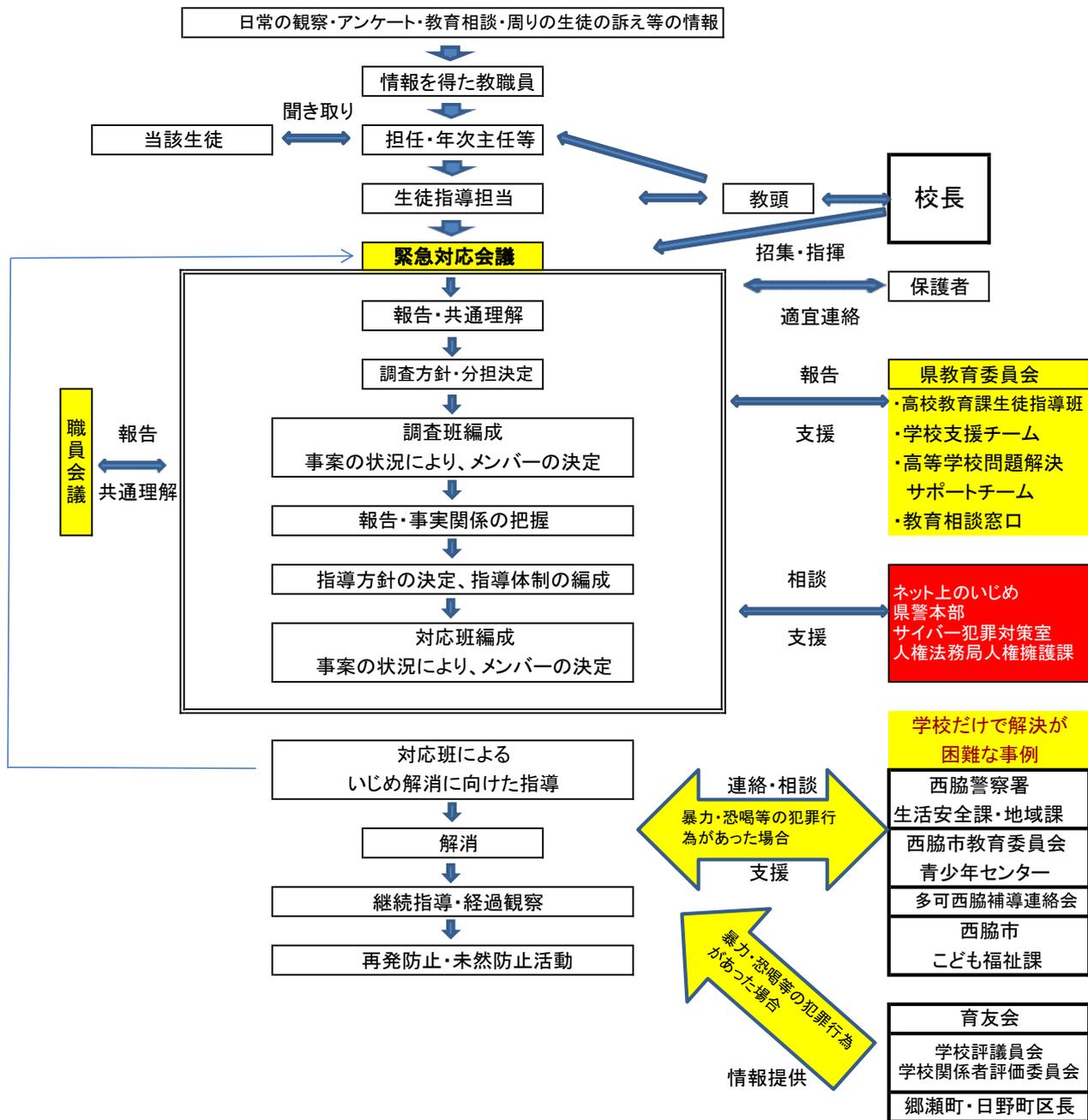


対応の流れ (1発見 →2情報収集 →3事実確認 →4方針決定 →5対応 →6解消経過観察)



対応の留意点

生徒への対応	被害生徒	苦痛を共感的に理解し、不安を取り除く。全力で守り抜くという立場で、継続的支援を行う。
	加害生徒	いじめは決して許されないという毅然とした態度で接する。内面を理解し、他人の痛みが解る指導を行う。
観衆・傍観者への対応		いじめは、被害・加害生徒だけの問題ではなく、見て見ぬふりをする周囲の者も、いじめを助長していることに気付かせ、自分たちでいじめ問題を解決する意識を育成する。
保護者への対応	被害側	正確・丁寧に事実を説明し、家庭での本人の様子を確認する。学校を挙げ、全力で被害生徒を守り抜く姿勢で対応し、いじめ解消への道のりを示す。
	加害側	事実の把握後、速やかに面談を行い、正確・丁寧に事実を説明し、いじめ解消への道のりを示す。

生命又は身体のおびやかされるような重大な事案が発生した場合の対応

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援を受け、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。